

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	乾汽船株式会社			コード	9308
提出日	2020/12/24	異動（予定）日	2020/6/19		
独立役員届出書の提出理由	6月4日に提出した独立役員届出書内、川崎清隆氏に関する「該当状況についての説明」及び「選任の理由」について記載内容を訂正するもの				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	苦瀬博仁	社外取締役	○												○		有
2	川崎清隆	社外取締役	○									○				訂正・変更	有
3	神林伸光	社外取締役	○												○		有
4	田中正人	社外監査役	○												○		有
5	山田治彦	社外監査役	○												○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事由なし。	ロジスティクスシステム等の専門領域をはじめ当社事業活動について広範囲にわたる深い知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行すると判断しております。 ＜独立役員指定理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、また、上記aからのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。
2	・川崎清隆氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所社員を務めております。 ・当社は、同事務所との間で法律顧問契約を締結していたことがありますが、同氏が当社の取締役就任する前の2014年9月30日をもって当該法律顧問契約を終了しております。 ・当社は、同事務所に対し、法律相談及び内部通報窓口業務を委託しておりますが、直前事業年度における報酬総額は1百万円未満です。なお、いずれの業務も、同事務所の川崎清隆氏以外の弁護士が担当しております。 ・また、当社は、同事務所より、倉庫取引に係る業務を受託しておりますが、直前事業年度における委託料総額は0.5百万円未満です。	弁護士として豊富な経験と知識を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 ＜独立役員指定理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、また、上記iに該当しますが、左記の取引内容及び取引金額がいずれも僅少かつ一般的な水準であることに照らして、独立性を十分に有していることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。
3	該当事由なし。	造船業界における長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 ＜独立役員指定理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、また、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。
4	該当事由なし。	企業経営につき豊富な経験と知識を有し、社外監査役として経営の監視や適切な助言を行うことにより当社の監査役体制を強化できるものと判断しております。 ＜独立役員指定理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、また、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。
5	該当事由なし。	公認会計士としての専門的な見識を当社の経営に活かし、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 ＜独立役員指定理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、また、上記aからのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。